

平成24～27年度

「成年期における今後の生涯学習施策の在り方について」

(答申)

平成28年6月

宮崎県生涯学習審議会

はじめに

少子高齢化、核家族化などが進展する中、すべての教育の原点である家庭教育は、子ども的人格形成の基盤を育むものでありますが、近年、子育ての悩みや不安を抱く親（保護者）の増加など、家庭の教育力の低下が指摘されています。

また、地域社会における人のつながりの希薄化により、地域の在り方やその機能が変化するなど、地域の教育力の低下も指摘されています。

本県では、「第二次宮崎県教育振興基本計画」施策の目標Ⅴにおいて、「生涯学習推進体制の整備」の方向性を示しています。

この中で「各ライフステージにおける学習活動の充実」、特に「成年期における教育」の充実を図っていくことは、各個人の資質・能力を向上させるだけではなく、持続可能で活力ある社会構築への原動力となり、生涯学習社会の推進においても重要であると考えます。

平成24年度当初、成年期における生涯学習の取組は、市町村や社会教育関係団体との連携・支援により進めていきましたが、県が直接展開していく施策・事業の構築や高等教育機関（大学等）との連携について検討する必要性がありました。

このような状況を受けて、県教育委員会から「成年期における今後の生涯学習施策の在り方について」の諮問を受け、審議を進めることとしました。

平成24年度から25年度は、「成年期における継続性・実効性のある生涯学習施策はどうあるべきか」という視点から、次世代を担う子どもの育成に大きく寄与する「成年期における親の学び」について審議し、「答申の中間まとめ」に取りまとめました。

これについては、平成26年度「地域ぐるみでの『子育て・親育ち』応援事業」として事業化されました。その核となる取組として、「みやざき家庭教育サポートプログラム」が作成され、現在、県内各地で、本プログラムを活用した講座が実施されているところがあります。

平成26年度から27年度は、「県内高等教育機関と連携し、県民の『学習の場』の充実を図ることができないか」という視点から、高等教育機関（大学等）と連携した「地域社会を支える人財づくりにつながる学び」について審議を重ねてきました。

これについては、生涯学習・社会教育支援機能を新たに有した県教育研修センターを活用して、今後、地域社会を支える人財づくりにつながる学びを県民に提供していくことが期待される場所とあります。

最後に、本答申が本県の生涯学習振興に寄与するよう願うとともに、御尽力いただいた関係各位にお礼申し上げます。

平成28年6月

宮崎県生涯学習審議会

会 長 岡 林 稔

第1章 成年期における生涯学習施策について

1 成年期の学習の重要性

平成19年答申「新しい時代における宮崎県の生涯学習推進方策について」で示されたように、成年期は、一人一人が社会を構成し、発展させる社会人として家庭や仕事、地域において中核的な役割を担うことが期待されている。

家庭においては、男女が互いに家庭生活に対する理解を深め、協力して家庭を築くことや、お互いが親としての役割を十分に認識した上で子育てをすることが必要である。仕事においては、職業人として現代社会の変化に対応するために必要な知識・技能の習得が不可欠である。また、地域においては、地域社会の一員としての伝統文化等の保存・継承や奉仕活動等の社会活動に積極的に参加し、互いに協力し、支え合って地域づくりに貢献しようとする意識を醸成することが重要である。

しかしながら、成年期は、労働環境によっては、仕事優先で地域での生活時間が短く、地域の様子や活動に対する情報が不足していることがある。平成27年度の県民意識調査によれば、「日々の生活の中でプライベートな時間や家事（育児）を優先したい」と約60%の県民が希望している一方で、現実には「仕事時間を優先している」と答えた県民の割合が46.6%と最も多いという結果であった。地域の学習や活動、子育て等にかかわって、自らの人生を豊かにしたいという希望はあっても、実際の行動に踏み出せずにいる状況がうかがえる。さらに、子育てに対しては、不安を抱え孤立していたり、我が子への関わり方について学ぶ機会が少なく、親としての自覚や自信をもてないでいる状況も見られる。

このようなことから、成年期の学習は、親としての子育ての充実や、地域社会での活躍を期待され始める時期の基礎的な部分に大きな影響を与えるものであることをしっかり認識することが大切である。

2 成年期における生涯学習施策の現状と課題

県民意識調査によれば、「生涯学習に取り組んでいる」と答えた県民が、平成22年以降40%から50%台で推移している。市町村等における各種講座・教室等の参加者は、高齢世代が多く、20から40代の参加は少ないのが現状である。成年期における学びをいかに充実していくかが課題である。

本県においては、成年期における生涯学習事業について、今までも様々な取組を行ってきた。しかし、近年、公民館活動の成人教育など、市町村や社会教育関係団体等との連携・支援により進めており、県主体の事業は行われていない状況である。特に、親の学びに特化した事業は県や社会教育関係団体ともに実施していない。

一方、県内の高等教育機関[※]（大学等）や放送大学をはじめとする通信制大学などでは、多彩な公開講座や、テレビやラジオ、インターネットを通じて学ぶ遠隔教育講座が数多く実施されており、成年期に求められる新たな学びや学び直しに対応した専門性の高い講座も開催されている。そこで、高等教育機関等と広く連携しながら県民の「学びの場」としての活用について検討する必要がある。

※ 高等教育機関：学校教育法第1条に定められる学校のうち、後期中等教育（高等学校）に続く上位の学校を意味し、具体的には、大学・短期大学・高等専門学校を指す。

第2章 成年期における親の学びについて

1 親の学びの必要性について

家庭は、子どもが基本的な生活習慣や規範意識、道徳心などを身に付ける、すべての教育の原点である。

しかし、近年の核家族化や少子化、人間関係の希薄化などにより、育児不安の広がりやしつけへの自信喪失、無責任な放任など、家庭の教育力の低下が指摘されている。平成26年度の日本PTA全国協議会調査では、82.7%の保護者が、「家庭で子どもに十分にしつけをしない・できない」と感じている。また、平成27年度の県民意識調査によれば、県民の61.4%が「子育てに関して不安感や負担感を感じる」と答えている。

さらに、親としての役割を家族関係の中から学ぶ機会が低下した現状や、人間関係を自ら作り出せない若者の増加など、親としての活動を始める前に学ぶ機会を提供する必要性も高まっている。

このため、保護者が親の在り方や子どもへの接し方など、家庭で大切にすべきことを学び合う親としての学びと次世代を担う青少年が自立した大人になるために必要な親になるための学びを併せ、親の学びとして位置付けていくことが求められる。さらに、親の学びを通じて学習者相互の人間関係づくりが図られ、連帯意識の向上や相談体制の整備にもつながっていくものとする。

2 親の学びの課題について

本来、保護者が親の在り方や子どもへの接し方など、家庭で大切にすべきことを学び合う親としての学びは、「祖父母から親へ」、「親から子へ」というように継承的にそれぞれの家庭で行われていた。しかし、核家族化の進展や、個人の価値観の多様化など、親としての学びを継承的に学ぶことが難しくなっている。

また、参観日やPTA活動など、子育てに関する情報を得る機会があるにもかかわらず、様々な要因から学びの場へ参加しようとしないう、参加できない保護者が見られる。特に、平成23年社会生活基本調査（総務省）によれば、父親の育児にかかわる時間は、増加傾向にあるものの、母親との間には依然として差が見られる。

このような状況に対応するためには、県だけではなく、市町村や関係団体、企業等と連携した支援体制の整備が求められる。さらに、家庭教育の学習形態として実施してきた「座学」中心の講義形式は、参加者にとって受け身的であり学習の深まりや広がりが望めないなど、学習形態の改善も必要である。

3 親の学びの進め方について

保護者が「親」としての在り方を学びながら親の意識を向上させていくとともに、「親の姿を見て子どもは育つ」といわれるように、親の学びは子どもの成長へとつながるという循環を生み出していく必要がある。

このようなことから、親の学びをより実践的な内容でのプログラムとして作成し、子どもの発達段階に応じた均質な学習内容の保証や、学習者である保護者が子育ての中ですぐに活用できる工夫が求められる。次世代を担う青少年が自立した大人となり「成年期」を迎えるために必要な「親になるための学び」についても同様なプログラ

ムを作成するとともに、学校やPTA、関係組織等と連携し、推進していく必要がある。

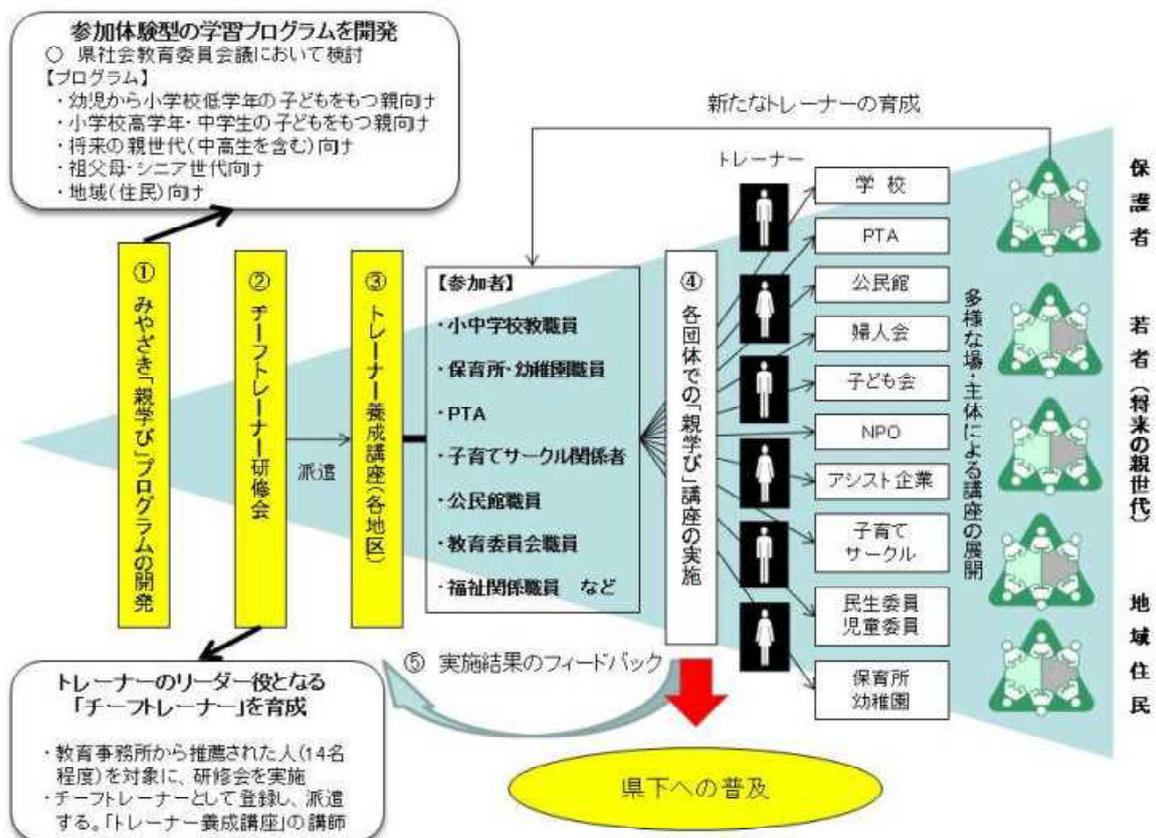
例えば、学習形態については、講義を中心とした受け身的な学習にとどまらず、学習者主体の参加型学習を取り入れるなどの工夫が不可欠である。参加型学習には、学習への主体性を向上させるとともに、子育てに関する相互の連帯意識の形成など、教育効果が期待される。さらに、プログラムの実践・活用については、就学時検診やPTA研修会、学級懇談だけではなく、社会教育施設等を活用した多様な場や参加者主体による展開が期待される。

4 親の学びの県民への展開方策について

プログラムについては、平成25年度に県教育委員会で原案を作成し、県社会教育委員会会議の中で検討して作成している。親の学びを全県的に展開するためには、プログラムの作成とともに、プログラムの活用を推進する全県的な指導者（チーフトレーナー）と、プログラムを活用し学習を実践する指導者（トレーナー）の養成などの体制づくりが必要である。

また、親の学びについて、広く県民への理解を得るために行政・社会教育関係団体、企業、学校、地域などの多様な連携が不可欠である。さらに、親世代に対しては、学校、企業、地域からの積極的な広報・啓発を進める必要がある。

みやざき 家庭教育プログラム事業 展開イメージ



第3章 成年期における「学びの場」の充実について

1 地域社会を支える人財[※]づくりにつながる県民の学びについて

少子高齢化・人口減少時代を迎えている中、本県においては全国平均より約5年早く高齢化が進んでいる状況にある。このような状況の中、将来にわたって社会や経済の活力を維持し、安心して暮らせる未来を築くためには、県民一人一人が地域社会を支える存在であることを自覚するとともに、郷土や社会を担う意識を強く持ち、その発展に貢献できる人財づくりが必要である。

地域社会を支える人財とは、具体的には、人と人をつなぐことのできる人であり、孤立している人に手を差し伸べ、声をかけることができる人である。さらに、調整力があり、柔軟性のある発想をもった人、情報を発信できる人である。

このような人財を育てるためには、趣味や娯楽など自分の知識、技術、経験を高めて個人の生活の充実を図る学びから、身近な地域の課題を解決するために、自分の知識、技術、経験を地域社会に役立てていける学びへと発展させていく必要がある。すなわち、個人的生活の充実から社会的生活の充実につなげていくことが大切である。

2 高等教育機関（大学等）との連携

近年、高等教育機関（大学等）に対して、研究・教育機能を開放して地域や社会の発展に貢献すべきであるという大学開放を求める声が高まっており、生涯学習機能、地域貢献機能をより一層高めることが求められている。また、多種多様な研究人財と施設・設備を有しており、地域の知の拠点として、学内資源を活用して地域課題の解決に向けた積極的な取組をしていくことが期待されている。

県内の大学の中には、市民対象講座を実施したり、大学教員が地域貢献として出向いて出前講座をしたりしている事例が見られる。また、個人の興味関心の充足、まちづくり・地域づくりリーダーの育成、より専門性を目指した職業人の育成に向けた「学び」を行っている大学もある。

一方、企業には、企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）として社会へ向けた活動が求められている。本県では、アシスト企業として、学校教育や地域住民等の学習活動に対して、企業内の施設・設備の開放や専門的な知識を有する指導者の派遣、企業の特色を生かした学習機会の提供など、地域貢献活動が行われている。

また、企業には、従業員の生涯学習への参加に対して、一定の補助や奨励をするなど支援していくことが望まれる。従業員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、仕事の充実とともに家庭生活の充実や生涯学習、ボランティア活動への取組など個人の生活の充実にも関心を向ける必要がある。

しかしながら、地域を支える人財や職業人の育成を行うには、高等教育機関（大学等）だけで実施するには限界がある。専門性をもつ企業と連携して、県全体、そして全国の方々とも連携して取り組んでいく必要がある。まずは、県内の行政、民間、NPO、大学、企業等が連携（ネットワーク化）して、宮崎県民が県内で高度な学び

※ 人財：人材は県づくりの原動力であり、未来を築いていくための貴重な財産であるとの考え方から、本答申においては、「人材」を「人財」と表記している。

を得ることができる、そういう「学びの場」を構築し継続していくことが求められている。

さらに、社会人の学び直し、職業人の育成は、働いている現役世代が主な対象となることから、学びの場の利便性などの環境整備を図ることが極めて重要である。身近に学ぶ場のない県民にとっては、県内自治体が導入しているテレビ会議システムを活用したサテライト方式[※]の学びが必要とされる。このような場の確保にも、多様な機関が連携することの意義がある。

3 学習情報の提供及び学習相談体制の整備

地域社会を支える人財づくりにつながる学びとは、学習の成果を生かして、地域課題の解決を目指していく学習活動であることから、地域住民により身近な市町村の生涯学習振興行政が主体となりやすい。県には、市町村の支援や市町村を超えた広域の学習情報の提供が求められる。

その際、はじめは、自分の興味・関心から入った講座からスタートした人が、他にも様々な学びがあることに気づき、職業スキルの向上にむけた学びや、まちづくり・地域づくりのための学びなど他の学びへと移行していけると望ましい。そのためには、学びを整理して、わかりやすく県民に示したり、相談に応じたりする必要がある。

また、学びの情報の提供だけではなく、「学びを生かす場」、「実践する場」の紹介も大切である。県の役割としては、県民に新たな学びを提供するためのコーディネーターが求められ、県民の学びを支えるとともに、学びの成果の活用を支援することが必要である。

4 県民への展開方策について

宮崎県民が県内で高度な学びを得ることができるよう、行政、民間、NPO、大学、企業等が連携し、県教育研修センターや青少年自然の家等を活用して、地域社会を支える人財づくりにつながる学びを提供していくことが必要である。

特に、生涯学習・社会教育支援機能を新たに有した県教育研修センターには、県民を対象とした学びの提供や学びの情報の提供、学びの成果を活用する場の紹介を行うなど、県民の学びを幅広く支援（コーディネーター）していくことが期待される。

また、県教育研修センターには、生涯学習・社会教育関係者が一堂に会し、様々な実践を持ち寄り、学び合う場を設定することも期待される。行政、民間、NPO、大学、企業等との連携・協働（ネットワーク化）、優良実践の県内全域への普及など、本県の学びを継続・発展する仕組みを構築することが望まれる。

※ サテライト方式：本拠地となる場所や施設から離れた場所に設けられた施設で、本拠地に準じる機能を提供する方式。

資 料

宮崎県生涯学習審議会



会長 岡林 稔 殿

成年期における今後の生涯学習施策の在り方について（諮問）

このことについて、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第2項の規定により、諮問します。

【理由】

本県では、「第二次宮崎県教育振興基本計画」の施策の目標Ⅴ「生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進」において、「生涯学習推進体制の整備」の方向性を示しております。

現在、県としての成年期における生涯学習の取組は、市町村や社会教育関係団体との連携・支援により進めております。今後、県が主体となって展開していく施策・事業の構築や高等教育機関との連携を検討する必要があります。

県内大学等では、多彩な公開講座が実施されておりますが、これらと広く連携しながら「県民の学習の場」としてコーディネートすることも、県の生涯学習施策として考えられます。

そこで、成年期における今後の生涯学習施策の在り方について諮問いたします。

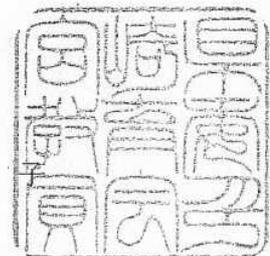
【審議の視点】

- (1) 成年期における継続性・実効性のある生涯学習施策はどうあるべきか。
- (2) 県内高等教育機関と連携し、県民の「学習の場」の充実をどう図ることができるか。

平成24年8月28日

宮崎県教育委員会

委員長 近藤 好



宮崎県生涯学習審議会条例

[平成5年3月30日条例第19号]

改正〔平成12年12月22日条例第59号〕

(設置)

第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項の規定に基づき、宮崎県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、人格識見共に優れた者その他適当と思われる者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命し、又は委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、県教育庁において処理する。

(教育委員会規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第59号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

平成24～27年度宮崎県生涯学習審議会委員名簿

第1期：平成24年5月11日から平成26年5月10日まで 第2期：平成26年8月28日から平成28年8月27日まで

(50音順、敬称略、◎は会長、○は副会長)

氏名	所属・役職
相戸 晴子	宮崎国際大学教育学部准教授 (平成27年11月16日から)
池田 浩子	NPO法人小林ハートム理事 (第1期)
岩瀬 智子	日南市立北郷小中学校教頭 (平成26年8月28日から平成27年3月31日まで)
◎岡林 稔	前放送大学宮崎学習センター所長 (第1期・第2期)
片野坂 千鶴子	特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター代表理事 (第1期)
川越 美佐樹	九州電力株式会社宮崎営業所 (第2期)
川崎 順子	九州保健福祉大学社会福祉学部准教授 (第1期・第2期)
黒田 泰裕	日南商工会議所事務局長 (第1期)
小金丸 和代	県商工会議所事務局長 (第1期)
佐藤 善次郎	前高千穂町教育委員会教育次長 (第1期)
志野崎 陽子	川南町山本小学校校長 (平成24年5月11日から平成26年3月31日まで)
瀬口 晃子	都城市祝吉地区放課後子供教室コーディネーター (第1期・第2期)
竹村 剛	株式会社宮崎放送制作局長 (平成27年8月27日から)
田中正 訓	株式会社宮崎放送営業局長 (平成25年7月9日から平成27年6月15日まで)
中村 かよ	ガールスカウト宮崎県連盟長 (第1期・第2期)
中元 智恵	NPO法人こじいの森こどもの時間所属 (第1期)
永友 康久	前御池青少年自然の家 所長 (第1期)
難波 裕扶子	南日本ハム株式会社総務人事部長付マネージャー (第2期)
原田 和代	ドロップインセンター副理事長・エンパワメントみやざき顧問 (第2期)
久松 康士	司法書士 (第2期)
日高 昭江	ホテルマリックス営業部CS室室長 (第2期)
平沼 邦子	株式会社宮崎放送制作局長 (平成24年5月11日から平成25年7月8日まで)
松野 隆	市町村教育委員会連合会会長 (平成24年12月14日から)
宮崎 幸生	前市町村教育委員会連合会会長 (平成24年5月11日から平成24年10月1日まで)
宮本 和子	宮崎市清武町地域婦人連絡協議会会長 (第1期・第2期)
森山 喜代香	宮崎県社会教育委員代表 綾町教育委員会教育委員長 (第1期・第2期)
柳瀬 美津子	南九州短期大学国際教養学科准教授 (第2期)
山田 敦子	前宮崎県PTA連合会副会長 (第1期・第2期)
○山田 裕司	南九州大学人間発達学部准教授 (第1期・第2期)
吉里 光弘	御池青少年自然の家所長 (第2期)
吉野 貴弘	前小林市教育委員会社会教育課主幹 (第2期)